

下野市立各小中学校長 様

下野市教育委員会教育長 池澤 勤

『服務規律の厳正を!!』～当たり前の取組（その13）～

県教委教育長より、年度末年度始めにおける服務規律の確保、並びに4月の統一地方選挙に係る選挙運動の禁止についての通知がありました。つきましては、年度末の大変お忙しい時期ではありますが、教育公務員として不適切な行爲がないよう、改めて「当たり前のことを当たり前にやろう!」の観点から全教職員で確認しましょう。

- 1 **公務員としての自覚と品位ある行動を!!**
 - ・子どもの人権を尊重し、体罰や心ない発言は絶対に起こさない!
 - ・セクシャルハラスメントやわいせつ行為は、絶対にしない!
 - ・ライン等のSNSやメール等を利用し、生徒や保護者との個人的なやりとりや不用意な行動をとらない!
 - ・会食・贈答・金銭の取扱い等、誤解を招く行為は慎む!
- 2 **健康の保持・増進を!!**
 - ・心身のリフレッシュに努め、ストレスをためない工夫を!
- 3 **交通事故・交通違反の防止を!!**
 - ・飲酒後の運転、スピード違反、加害事故等を起こさない!
 - ・違反や事故を起こしてしまったら、大小にかかわらず報告を!
- 4 **施設・設備、公金、個人情報管理を!!**
 - ・各校の規則に従い、管理の徹底を!
- 5 **児童生徒の安全確保を（小さな変化を見逃さない）!!**
 - ・病気以外の2日以上欠席者は、必ず家庭訪問で確認を!!
 - ・校舎内外への不審者の出入りについて十分な注意を!
- 6 **教職員の選挙運動は禁止です!!**
 - ・投票依頼や勧誘、署名運動等はできません!
 - ・広報活動となるビラや広告等の編集、配布等はできません!
 - ※「(参考)教育公務員の違反行為の具体例」参照

エコプロジェクト 下野市版3S運動の推進を!!
※『節電、節水、節約』を徹底する。